明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一七六）　二

○肥料取締法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**七七）　三

○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（**経済産業**一一〇）　三

〔告　示〕

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**総務**四三九）　四

○政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件（**同**四四〇）　五

○政党助成法第二十七条第二項の規定による特定交付金を受けようとする政治団体の届出があったので公表する件（**同**四四一）　五

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（**同**四四二）　五

○政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件（**同**四四三）　五

○政党助成法第二十四条第一項の規定による合併に関する届出があったので公表する件（**同**四四四）　二六

○政党助成法第二十五条第一項の規定による分割に関する届出があったので公表する件（**同**四四五）　二六

○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**四七六）　二六

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**四二三）　四三

○放射性医薬品基準の一部を改正する件（**同**四二四）　四四

○肥料取締法施行規則第一条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定する材料を定める件（**農林水産**二五三一）　四四

○肥料取締法施行規則第一条第二号の規定に基づき農林水産大臣が指定する炭酸カルシウム肥料を定める件（**同**二五三二）　四五

○肥料取締法施行規則第七条の六第五号の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件（**同**二五三三）　四五

○肥料取締法施行規則第一条第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件の一部を改正する件（**同**二五三四）　四六

○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（**同**二五三五）　四六

○生産動態調査票の様式を定める件の一部を改正する件（**経済産業**二九八）　五〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　六〇

特殊法人等

弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　一〇四

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇八

会社その他

会社決算公告